v6 プラス関連サービス利用規約

第 1 条（目的）

本規約は、株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）のインターネット接続サービスである「IPvGO サービス」、「固定 IPvGO サービス」（以下総称して「本サービス」といいます。）を、その利用者（以下「契約者」といいます。）が利用する際の条件を定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

1. IPvGO サービスとは、株式会社 JPIX（以下、「JPIX」といいます。）が提供する「v6 プラス（IPv6/IPv4 インターネットサービス、IPv6 IPoE+IPv4 over IPv6 方式）」の、当社におけるサービス名称です。現行のインターネットの標準プロトコルである IPv4 に加え、次期バージョンプロトコルである IPv6 を利用したインターネット接続付加サービスで、「IPoE 方式」による IPv6 インターネット接続と IPv6 ネットワーク上で実現する IPv4 インターネット接続のデュアルスタックローミングサービスで、接続するインターネット回線経路は JPIX 回線となります。「PPPoE 方式」によるネットワークが混雑により速度低下が生じている場合、「IPoE 方式」による通信は相対的に速度が低下しない可能性があります。但し、インターネットの通信速度は通信相手、ご利用環境、時間帯などの複数の要因により決まるため通信速度を保証するものではないことをあらかじめご了承ください。
2. 固定 IPvGO サービス（以下「本固定 IP コース」といいます。）とは、JPIX が提供する「「v6 プラス」固定 IP サービス」の、当社における付加サービス名称で、前項に加えて IPv4 固定 IP アドレスが利用できるサービスです。
3. 光コラボレーションサービス（以下「光コラボサービス」といいます。）とは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供する卸回線を利用した光コラボレーションモデルにより当社を含む光コラボレーション事業者が提供する光ファイバーを用いた電気通信サービス及びインターネット接続サービスの総称をいいます。
4. フレッツ・v6 オプションとは、NTT 東日本、NTT 西日本が「フレッツ 光ネクスト」「フレッツ 光クロス」回線に割り当てる（パソコン等の機器に付与する）IPv6 アドレスを利用して、インターネットを経由せず次世代電話網内（以下「NGN 網内」といいます。）で、フレッツ・v6 オプション利用者同士がダイレクト（直接）に通信することを実現するサービスで、IPv6 アドレスによる端末間のダイレクト通信機能や任意に設定可能なネームによる通信先特定機能があります。

第 3 条（対象プラン）

本サービスの付加対象となる当社提供元インターネットサービスプロバイター（以下「ISP」といいます。）の各コースやプラン等（以下「対象プラン」といいます。）は、以下又は別途定めるところとします。最新の情報は各当社提供元 ISP の Web サイト又は案内書面等をご参照ください。

＜IPvGO サービス＞

- CITYFUJISAWA：IPvGO コース、湘南ひかりサービス契約者のうち希望者に提供します。

＜固定 IPvGO サービス＞

- アイネットコミュニケーションズ：固定 IPvGO コース
- CITYFUJISAWA：固定 IPvGO コース

第 4 条（利用条件）

本サービスの利用条件は、以下の通り定めることとします。

(1). NTT 東日本、NTT 西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」「フレッツ 光クロス」等のフレッツ光サービスのご契約又は光コラボレーション事業者が提供する光コラボサービスのご契約が必要となります。

(2). NTT 東日本、NTT 西日本が提供する「フレッツ・v6 オプション」のご契約が必要となります。

(3). 本サービス指定のひかり電話対応機器、又は対応ルーターのご利用が必要となります。

(4). ひかり電話対応機器のご利用は、NTT 東日本、NTT 西日本、又は光コラボレーション事業者へご確認ください。

(5). 当社提供元 ISP の対象プランお申込みの際に、前各号の各社サービスのうち契約者が未契約のサービスがあっ

た場合には、各社窓口にてお申し込みいただく必要があります。

第 5 条（本サービスの申込）

1. 契約者は本サービスを利用するために、本規約の他、当社提供元 ISP の会員規約・契約約款、光コラボレーション規約、フレッツ光規約等本サービス提供に関連する規約や注意事項等（以下、「関連規約等」といいます。）の遵守に同意し、かつ当社が定める方法にて、対象プランの申込を行う必要があります。なお、当社は、対象プランの申込を受けた場合に、契約者が「フレッツ・v6 オプション」未契約かつ本サービスと同時申込を希望した場合、JPIX を介して、「フレッツ・v6 オプション」の代行申込を NTT 東日本又は NTT 西日本に取り次ぎます。
2. 本サービスは、本条第 1 項に基づき、契約者と当社との間で対応プランの契約が成立する場合にのみ利用できます。
3. 本サービスに必要となる JPIX の IPv6 プレフィックス割当てを行うため、NTT 東日本又は NTT 西日本から送付された開通案内に記載しているお客さま情報（「お客さま ID」「アクセスキー」）が必要となる場合があります。
4. 契約者は、本サービスを提供するために必要な以下のお客さま情報を当社、JPIX、NTT 東日本、NTT 西日本間で相互にやり取りを行うことについて同意していただきます。
   (1). フレッツ光又は光コラボサービスの利用情報
   （「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」、「申込者電子メールアドレス」「契約者電子メールアドレス」等）
   (2). 廃止、移転、名義変更等のフレッツ光又は光コラボサービスに係る異動の事実
   （移転先住所、名義変更内容（譲渡、承継等）は含みません。）
   (3). お客さま情報（「お客さま ID」「アクセスキー」）
5. 「フレッツ・v6 オプション」を開通させるための工事に際し、契約者が割り当てを受けている IPv6 の IP アドレス（IPv6 PPPoE 方式にて割り当てられているものを除く。）が変更になること、及びかかる変更の際に瞬断が生じることについて同意していただきます。
6. 本サービス会員による本サービスの利用中において、通信経路を制御する等の目的のために、当社がその本サービス会員に割り当てる IPv4 又は IPv6 の IP アドレスを変更する場合があることについて同意していただきます。
7. 本条第 1 項、第 2 項を満たしている場合であっても、本サービスをご利用いただけない場合があります。

第 6 条（本サービスの利用について）

1. 契約者が本規約及び関連規約等の条項及び条件に違反した場合、当社は本サービスの提供を一時停止又は終了することができるものとします。
2. 本サービス利用期間中に、契約者が第 4 条（利用条件）で定める利用条件を喪失した場合は、本サービスを利用できなくなります。この場合、契約者は当社に本サービスの解約又は継続の通知を行うものとします。かかる通知がない場合、利用の可否に関わらず、本サービスの契約は存続します。
3. NTT 東日本提供エリアと NTT 西日本提供エリアを跨ぐ移転を行う場合、本サービスの引継ぎはせず、移転先住所にて改めて「フレッツ・v6 オプション」のお申込みが必要となります。

第 7 条（通信利用の制限）

契約者は、本サービスについて JPIX が実施する以下の通信利用制限について、ご了承いただきます。

(1). JPIX は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

(2). JPIX は、本サービスの契約者及びその利用者が、本サービスを利用して、JPIX の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、JPIX の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は JPIX が提供する他の契約者回線に対する JPIX のサービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと JPIX が認めた場合に、その本サービスに係る通信の帯域を制

限することがあります。

(3). JPIX は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

第 8 条（禁止事項）

本サービスに関して、関連規約等に定める禁止事項の他、以下の行為を禁止します。

(1). 本サービスを受ける権利を譲渡若しくは貸与（有償・無償を問いません）すること

(2). 本サービスを第三者に再利用させること

(3). 本サービスの利用により入手した情報を第三者に漏洩すること

(4). 本サービスと同等或いは類似するサービスを第三者に提供すること

第 9 条(本サービスの解除について)

1. 本サービスの解除は、当社所定の方法で行うことができます。
2. 本サービスの解除後も、契約者には NTT 東日本、NTT 西日本が提供する「フレッツ・v6 オプション」は継続提供されます。

第 10 条（本サービスの追加、変更、休止、又は廃止）

1. 当社は NTT 東日本、NTT 西日本、JPIX 又は当社の都合により、本サービスの全部又は一部を追加、変更、一時的に休止又は廃止することがあります。
2. 当社は、前項により本サービスの追加、変更、休止、廃止を行う場合、一定の予告期間をおいて、当社の Web ページ上での掲載又はその他の当社が適切と判断する方法にて、その内容、期日等を、影響を受ける契約者に通知するものとします。
3. 当社は、前 2 項による本サービスの全部又は一部の追加、変更、一時的に休止又は廃止について、何ら責任を負うものではありません。

第 11 条（関連規約等との関係）

1. 本規約は、関連規約等の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については関連規約等が適用されるものとします。
2. 関連規約等の他、NTT 東日本、NTT 西日本、JPIX が定める約款や規約等が適用されます。

第 12 条（無保証、免責）

1. 当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性又は正当性に関する保証、契約者の利用目的に適合することの保証及び通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。
2. 前項の他、本サービス利用により生じた直接的、間接的、付随的、又は派生的損害を含む一切の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします

附則

2019 年 6 月 7 日 策定

2025 年 6 月 1 日 改定